

第七十回 参議院 地方行政委員会 會議録 第二号

昭和四十七年十一月九日(木曜日)
午後零時五十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 久次米 健太郎君
理事 寺本 広作君
柴立 芳文君
占部 秀男君
河田 賢治君

委員 片山 正英君
高橋 邦雄君
玉置 猛夫君
中津井 真君
若林 正武君
小谷 守君
杉原 一雄君
上林 繁次郎君
中沢 伊登子君

國務大臣 自治大臣 福田 一君
國務大臣 木村 武雄君

政府委員 警察庁警備局長 山本 鎮彦君
建設省道路局長 高橋 國一郎君
自治政務次官 三ツ林 弥太郎君
自治省行政局長 皆川 迪夫君
自治省財政局長 鎌田 要人君
自治省税務局長 佐々木 喜久治君

事務局側 常任委員会専門員 伊藤 保君

説明員 自治省財政局財政課長 土屋 佳照君

本日の会議に付した案件

○昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(米軍戦車輸送問題に関する件)

○委員長(久次米健太郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。福田自治大臣。

○國務大臣(福田一君) ただいま議題となりました昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

今回、政府におきましては、人事院の勧告に基づき、本年四月一日から国家公務員の給与改定を実施することといたしました。これに伴い、地方団体が国に準じて地方公務員の給与改定を実施する場合における一般財源所要額を付与するため、普通交付税の額の算定に用いる単位費用を改定することとしたのであります。

以上が、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(久次米健太郎君) 本案に対する審査は後刻に譲ります。

○委員長(久次米健太郎君) 次に、地方行政の改革に関する調査のうち、米軍戦車輸送問題に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○占部秀男君 横浜の戦車輸送問題ですが、昨夜からけさの未明にかけて、アメリカ軍の戦車輸送に伴って警察機動隊と大衆団体との間で相当な混乱があった、こういうことを聞いておるんですが、その状況について御報告願いたい。

○國務大臣(木村武雄君) 昨日の午前十時、米軍は八日、九日にかけてM48戦車二十六台を相模綜合補給廠からノースピアに搬送する、こういうことで警備方の要請を受けたんです。ところで、M48戦車の搬送については、極左暴力集団並びに政党、民主団体などが当日は約八千名を動員して、こぞって実力阻止をやるというようなことが伝わったものであります。それで、これに対して万全を期さなければならぬ、こういうような騒ぎの中で人命を傷つけたら、それからいろいろなものに傷害を与えたりするといけないんだと、こういうわけで警視庁と関東管機の機動隊などの支援団を神奈川県に派遣いたしました。約五千名の警察官を動員して警備に当たったのであります。

搬送は、八日の午後十時から開始されましたが、これの阻止をしようとする勢力は、相模綜合補給廠前及び村雨橋周辺ですわり込みをやった

り、あるいは物件、車両などで阻止線を設けるなど、違法行為を繰り返して妨害したのであります。これが規制に当たった警察官に対しては、角材だとか竹ざをなどによる殴打などの暴力的行為を加えたので、警察官がそのために三十四名が負傷いたしました。一般人六人が負傷したと、こういうふうな状況であります。

○占部秀男君 これでだいぶ大衆団体の人たちが検束されておる、こういうふうなお話ですが、その結果をひとつ。

○國務大臣(木村武雄君) 百十八名検束されております。そのうち九名は女であります。それから百十七名は現行犯逮捕です。一名は任意であります。罪種別内訳は、軽犯が二名、公務執行妨害が三十二名、それから公安条例、道路交通法違反で一名、道路交通法違反と威力業務妨害が五名、往來妨害、道路交通法違反が七十八名、こういうことになっております。そうして内容を見ますと極左が七十四名、社会党系が一名、それから不明が四十三名と、こういうことになっております。

○占部秀男君 公務執行妨害その他の違法行為をしたので排除したと、こういうわけですが、警備方についてはどこから要請があったわけですか。

○國務大臣(木村武雄君) 神奈川県に対して要請があったから本部で応援したと、こういうことです。ちよつと待つてください、間違うといけませんから。米軍から要請があったと、こういうことです。

○占部秀男君 まあ米軍であるうがどこであるうが、要請があったとしてもですね、やはり警察が出動するにはそれだけの状況判断があると思うのですが、この点はどういうふうな状況判断をされて出動されたか、その点をひとつ伺いたい。

○國務大臣(木村武雄君) それは、搬送計画に対する非常な反対運動があると、そうしてそれがたいへん数の多い抗議行動を行なうことを計画して

おつたと、特に極左暴力集団系の学生は、ほんとうに大量に動員して、過激な阻止行動を行なう不穏な動向があったのであります。その結果、道路交通の混乱だとか、それから雑踏による不測の事態の発生も予測される。第三者であります一般人に対してたいへんなことが起きればおそろしいことだと、こういうようなことも考えられましたので、警察といしましては、国民の生命及び財産の保護その他公安の維持に当たる責務に基づきまして——これは警察法二条であります——必要な警察措置をとるために、機動隊を出動させて警備に当たったものであります。

○占部秀男 反対運動の人たちが大量動員している、不測の事態の発生しないようにと、こういうふうな趣旨で出動された、一言でいえばですね、そういうお話ですが、警察法第二条によりまして、警察の責務が御存じのように書かれておる。私は今度のこの警察官の出動は、違法の違法と言ったって、大衆団体が違法じゃなくて、むしろアメリカ軍その他が違法の行動をとっている、それに対して援護するためのいわば出動とも見られる節があつて、これは警察権の乱用じゃないかと、こういうふうにも思うわけです。というの、警察法第二条には、「その責務の遂行に当っては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」、かように書かれておるわけでありまして、今度の事件は、そもそも道路管理者である横浜の飛鳥田市長が許可をしないのに、業者が橋を補強した、あるいは修理したと、そういうようなところから端を発しているわけでありまして、したがって、そういうふうな違法な行動をとった場合に警察が出ていくというのはおかしいじゃないかと私は思うのですが、その点はいかがでございますか。

○国務大臣(木村武雄) この道路法上の問題なんですけれどもね。飛鳥田市長からお話のような話があつたんですが、建設省としてそのことを協議した結果、それは該当しないと、飛鳥田君の言われたのは三十二条なんですけれども、こちらのほうで協議いたしました結果、道路法第二十条条ただし書きの規定によつて、道路管理者の承認を要しないものと、こういうような考えで断わりましたのであります。詳しいことは道路局長からお答えいたします。

○占部秀男 そうですね、飛鳥田君が出したこの業者に対する原状回復命令を建設省は取り消されたというのを聞いておるのですが、それは道路法二十四条に根拠を置いてさうなことをされたのか、あるいはまた、その他の法律に根拠を置いてさうされたのかお伺いしたい。

○国務大臣(木村武雄) 二十四条です。

○占部秀男 二十四条でいいんですか。

○政府委員(高橋国一郎) 道路には、交通の用に供するという本来の用途のほかに、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件、施設、たとえばポストであるとか、電柱であるとか、そういうものを継続して使用する、こういう場合にそれを道路の占用としております。

今回の場合のM48型戦車の搬送に關しまして、米軍が村雨橋、千鳥橋に使った覆工板の敷設は、その意味からしまして、道路の構造の保全及び交通の危険防止をはかる見地から行なわれたものでございまして、決して道路の構造または交通に支障を及ぼすような、たとえばポストであるとか、そういうふうなものではございませんので、したがってこれは道路の占用に当たらないんだということが前提になつております。したがって、市のほうからは道路法三十二条に基づく占用の許可だと、こういうふうにも言っておりますけれども、それはそういうふうな物件ではございませんで、三十二条が該当しないんだというふうなわけにわかれは考へておるわけでございます。これは明らかに道路法上は二十四条の道路管理者以外の者が行なう道路の維持でございます。しかも、道路の構造に影響を与えないような道路の維持に該当

するものでございますから、これは道路法二十四条のただし書きの規定によりまして、これは道路管理者以外の者が道路管理者の承認を要しないので実施できるというふうな解釈されております。したがって、先ほど横浜市長が、三十二条の占用許可を求めずに業者が覆工板を置いたことは違法であるから撤去せよというふうな命令を出したことにつきまして、これは法解釈を誤つておるからということで、建設大臣が七十五条によりまして撤回させるように命令したわけでございます。

○占部秀男 そうすると、二十四条の「道路管理者以外の者の行う工事」そのものを受けて、施行令には「道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持」第三条にそういうふうなものがあるが、それでさうに考えた、そういうわけですか。

○政府委員(高橋国一郎) そのとおりでございます。道路法施行令の三条には、「法第二十四条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なもの、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする」と書いてございまして、これに該当いたしますのでございます。

○占部秀男 そうすると、これはまあ一般的な質問なんです、この軽易でないものは、これは道路管理者の許可を得なくちゃならぬと、こういうふうな考へてよろしうございませうか。

○政府委員(高橋国一郎) そのとおりでございます。

○占部秀男 そうすると、問題は、補修したそれが軽易であるかどうかということにも一つの問題点があると思うんですが、これはわれわれ建築あるいは土木のほうの専門家がでないでわかりませんけれども、常識的に見て、制限量の倍もあるような戦車を通す工事が軽易な工事かどうかという点は私は非常に疑問があるんじゃないかと思ふんです。たとえば、この省令の中に書いてありますように、「必要な砂利又は土砂の局部的補充その他」としてあるのだが、この「その他」というのは、やはり砂利または土砂の局部的な補充

と、それに程度は——軽易な程度は同じような問題を私は言つておるんであらうと思ふのです。二倍も三倍もするような重量のものをやるためには、その構造を相当しっかりしなくちゃこれはできないわけですから、そのこと自体は、形の上では構造その他に影響を与えていないかもしれぬけれども、実質的にはこれは大きな修理じゃないかと、かように思うのですが、この軽易な程度は、どの程度が軽易になるのかお伺いしたいんです。

○政府委員(高橋国一郎) 砂利または土砂の材料というふうな書いておまして、軽易な範囲というのは明確には定めておりませんけれども、たとえば、砂利がよくてアスファルトが悪いとか、あるいは鉄板を置いたほうが悪いとかいふ具体的なことはきまつておりません。ただ、われわれが考へますことは、道路の構造に影響を及ぼすような施設をした場合には、これは軽易と言いがたい。たとえば、舗装を厚くするとか、それはもう取りはずすことはできませんから、構造を厚くするとか、あるいは橋のけたを補強するとか、たとえば、横げたを挿入するとか、あるいは主げたにつきましてもカバプレートといひますか、増設、つけ加えるというふうな、構造そのものをつけ加えるものについては軽易と申せないと思ひますが、取りはずしが可能でございまして、しかも短期間にある区間を補修した場合にはこれは軽易というふうなわれわれ考へております。つまり道路の構造に影響を及ぼすものかどうかによつてきまるというふうな考へております。

○占部秀男 道路の構造に影響を及ぼすかどうかといつても、現実問題としては道路のあつた橋、まあ道路の場合は橋ですか、橋そのものに補強したわけでしょう、つけ加えられたものがあるわけでしょう、原形だけじゃないでしょう。そうした場合に、重量が二倍以上のものをやるのに、砂利や土砂程度のものをそれに積んだからといってこれはどうなるもんじゃやないもので、やはり取りはずしができるかできないかは別として、大きな補修をしたということは事実じゃありませんか。これは

水かけ論になるかもしれませんが、どうですか。

○政府委員(高橋国一郎君) 先ほど申し上げましたように、道路の構造に影響を及ぼすような施設は、これは軽易と申し上げられませんが、影響を及ぼさない場合には、これは軽易というぐあいには、それが解釈いたしております。したがって、それがアスファルトであらうと鉄であらうと、簡単に取替はしませんが、影響を及ぼさないものは軽易というぐあいに考えております。

○占部秀男君 どうもその議論には納得できない。今後こういう問題はたびたび私には起こると思ふんです。あつちこつちでこれは一般的な問題としてたいへんな問題になるわけですが、きょうは予算委員会がすぐ行かなければならぬというので、私は質問をそれ以上深く入りません、次の機会にしたいと思ひます。

そこで、もう一つお尋ねをしておきたいのは、この留置された者は、これは今後どういうことになるか。

○国務大臣(木村武雄君) その行為の内容によると思ひます。まあ調べた結果、非常に罪の重い者はそれ相当の待遇を受けなければならぬだろうし、それから軽い人なんか即座に帰したていいんじやないでしょうか。そう解釈しております。

○占部秀男君 最後に一点だけ、大臣のさつぱらんな考えというか、気持ちをお伺いしたいんですが、今度のようない問題が起つたそもその原因因というか、遠因というか、それはいわけゆる問題になった車両制限令を一方的に変えたというところからこうした問題が起つておるわけですか。あれを一方的に変えなければ、こうした問題が起り得るはずはないわけなんです。それを起こしたのは、やはり建設省がああいう形をとったからです。ぼくは、公安委員長としてよりは建設大臣として、大臣はこれに対して責任を感じべきじゃないか。これは単にこれ一回だけじゃなくて、相模原の場合も今後また続くわけですね。おそらくよ

でもこれに類似の問題が起きてきたら、これは国民的なたいへんな問題になってくる、其地の重大な問題になってくると思ふのですが、その制限令を一方的に改正をしたためにこういう問題が起るのであつて、大臣は相当重大な責任を負うべきだと私は思ふんですが、その点いかがですか。

○国務大臣(木村武雄君) 緊急のものは除外する、というように変えるか変えないかというときには、ほんとうに考えたんですよ。しかし、考えた結果、やっぱりそういうようなものは抜いたほうがよろしいと、こういう判断に立つて改正をやつたのであります。

どういふ点で考えたかといふと、最初、重車両が通る場合には、道路管理者に届け出ればよかつたんですけれども、そういうことをやつておきますと道路がいろいろな点で破損する危険がある、そういうわけで取り締まるために管理者の許可制にしたんですが、ところがあつたやうな事件が起きてしまつた。私は、許可制の中で円満に事を運ぶ方法がないかどうかと思ひまして、あらゆる角度から、あらゆる方面とも折衝してみたんですが、なかなかその道を発見することができなかったんです。それでまあやむを得ずに改正を行なつてやつた。施行されて四月です。それが半年もたないうちに改正するなんというところは朝令暮改にひとしい。朝令暮改はいい政治じゃありませんから、何で一体四月に改正するときに、それはしょうがありません。それだけ。そういうわけであつたときには改正に踏み切つたのであります。その踏み切つた結果、特に米側に對する、日米合同委員会ですか、日米合同委員会というもののいままでの動きを見ておきますと、非難されるものがたくさんあつたんじゃないかと私は思ひます。

私なんかもういふ点においては非常に言いたいことがたくさんあつたんです。改正のときに、下に小委員会というものをつくつて、その小委員会には建設省のほうからも参加することになつた

ものですから、非常にまあ建設省の意見を発言させるには都合のいい場所ができたと思ひましたんです。そしてそれは事実都合が非常によくなつております。

それから、そういうことを契機にいたしました、このごろ少し、私、外務省がよくなつたと思つております。この前も外務大臣が将来のことについて意見を發表いたしましたけれども、あれだけでも私は前進したと思つております。そして、飛鳥田君が道路法のいまの欠点を発見されて、あそこでああいう態度に出られたことは私は別な面で、道路とか何かというんじやなくて、別な面で非常に貢獻したんだと私は見ております。

そういう点で、いろいろのことを考えて、踏み切つたほうがいいと、こう思ひまして私は踏み切つたようにしたんであります。喜んで踏み切つたんで、ほんとうはあります。何とか話し合ひで、こんなことは話し合ひでできないものかどうか、こんなことすらも話し合ひでできないものかというところはさびしいことであると思つております。

それはこの問題ができましたときに、飛鳥田君と電話でも話をしましたし、きのうも辻原君の好意で電話で話をいたしましたけれども、あらゆる角度から見て、こういうような類似の問題がかりに起きたといいたしますれば、ほんとうに配慮しながらやつていきたいと、こういうふうに考えております。

○占部秀男君 なぜ私がそういう聞き方をしたかという、今後の、いま大臣が言われた将来の問題、これに関連があるからなんです。これは大臣の御答弁じやなくて、つこうなんです。警察庁のほうへ聞きたいんですが、戦車の搬送は今度で終わるわけじやなくて、これから二回、三回と、ずうつとあるわけですね。そのたびにこういう事態が起るのか起らないのか、それに対する情勢判断はどうなつておりますか。

○政府委員(山本鎮彦君) いまのところ、聞いています。まあ今晩また搬送するのでございまして、それで当分ないというふう聞いてお

ります。まあいま現在相模補給廠には修理済みの戦車は一応ないというふう聞いております。

○占部秀男君 私の言うのは、相模補給廠に修理済みの戦車があるかないかと聞くんじやなくて、今晩またあると云へば、今晩また騒ぎが起りま

すね、見通しとして。起らないとは言えないと思ふ。かりにその次に、一月か二月か三ヶ月かからぬけれども、また騒ぎが起つてくる、おそろくこういう繰り返しのなると思ふ。そこでぼくは、大臣に、あなたの責任を考えたかどうかといふことを言つたのは、そういう事態を繰り返さないようにするためにどうしたらいいか。これをやはり公安委員長あるいは建設大臣、いわゆる車両制限令を改正された大臣としても、これは総理大臣の問題になるかもしれませんが、真剣に考えるべきじゃないか。それをするためには、アメリカ軍に今後は戦車の搬送はしないんだと、この前も政府とわれわれ社会党と話をしたときにも、そういうようなことで官房長官二枚舌を使つたと言つて

だつた問題になりましたけれども、アメリカ軍にその問題を交渉して、それをとめさせるのがよくは建設大臣であり公安委員長としてのあなたの責任を果たしたといふことになるんじやないかと、こう思つたものでからお伺ひしたんですが、最後にその一点だけお伺ひしたい。

○国務大臣(木村武雄君) 村雨橋とか千鳥橋のうな橋を補強して、そして戦車のようなものですね、を搬送しなければならぬといふことは、これが最後じやないかと思ひます。それ以外に、軽いやつはもつともつとあるんですよ。ほんとうに思ひます。これはやっぱり騒ぎなしでいけると思ひます。そしてこれは早く私出てもらいたいと思つておるんですよ。というのは外務省が、補給廠の機能の縮小と、それから使わなくなつた場所を返還すると、こういうような話し合ひを進めております。それは取りつけておりますから。やっぱりあそこアメリカのものがおりますと、なかなかそこまできかないでしょう。そうですから私は、問題になるのはこれだと思ひますが、あと

は問題にならないものでありますから、それは早く出した方がいいと、こういう考えなんです。それで、今後の問題は、全く不愉快なことなんです。ほんとうのことを言いますと不愉快なことなんです。今晚のこと、これが最後だと、こういうふうに考えております。あとは外務省を思い切つて突つきまして諸般の問題を早く解決したいと、こういう考えでおります。

○占部秀男君 希望だけ申し上げておきます。

これが最後かどうか、それはそうなってみなくちゃわからないんですが、大臣、そのままそうです、それじゃよろしうございませうというわけにはいかない。ただ、私さつき保留した点については、大臣も予算委員会に行かれるのでこれ以上申し上げません。次の機会にその点もう少し掘り下げて聞きたい、こう思います。

○委員長(久次米健太郎君) 本件に対する調査はこの程度にとどめます。

○委員長(久次米健太郎君) 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○占部秀男君 この交付税の特例の問題ですが、自治省としては、今度の地方公務員の給与引き上げの総額はおよそどのくらいであると見込んでおりますか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(鎌田要人君) お答え申し上げます。

今般の給与改定につきまして、国家公務員と同じやり方で、すなわち国家公務員に準じて給与改定を行なうということになりますという、総額で二千八百億必要になるわけでございます。そのうちの千九百八十億は、当初地方財政計画の際に御説明申し上げましたように、すでに措置済みでございます。したがって、差し引き八百二十億というものを措置をしなければならぬ。その中で交付団体——交付税をもらっておりますところの交付団体で六百二十億、それから不交付団体

で二百億、こういう内訳でございます。

○占部秀男君 そうしますと、今度の法律改正で単位費用が変わつてきておるわけですね。これは、あれですか、ほとんどというよりは、全部といつていいんじゃないかと思うんですが、給与の増額に伴う単位費用の改正だ、これだけだというふうに考えてよろしうございませうか。

○政府委員(鎌田要人君) 給与改定に伴います増加需要額と、それから節約を交付団体、不交付団体合わせまして六百二十五億を地方団体にお願いをしたい。それに伴います、これは単位費用の逆に減になつておると思ひます。お手元の資料の「その他の行政費」で減が立つておりますのはその関係でございます。

○占部秀男君 その問題なんです。この法律案では、この六十五億というものを借り入れ金の減額に充てようとしておるわけでしょう。いま節約を百六十五億しろと言つたので、いまの地方団体は財政的になかなかこれは困難なんです。特にぼくなんかあんな賛成じゃないけれども、田中さんの列島改造論なんか知らぬけれども、公共事業をふやすということ、そして今度は起債をするわけでしょう、三千五百億か。いま困つておる上に、またこの問題で起債もしなきゃならぬというように、ますます地方財政は苦しくなつてくることは目に見えておるんですよ。そのときに百六十五億ですか、これを節約しろと言つたので、そんなことなかなかこれはできない。せめて六十五億だけは、この節約分をカバーするのに使つてが私は当然だと思つておる。何も六十五億だけを今般は形式的に借り入れ金の減額に充てると、借り入れ金は減額されておると、自治省としてはこうやっておるんですよ。形をつくらなくともいいんじゃないか。そういう形をつくるよりは実際に地方財政が困つておる現状をカバーしていくのが今度の交付税の特例、いわゆる特例じゃないかと、こう思ふんですが、その点いかがですか。

○政府委員(鎌田要人君) そのようなお考えも当然はあるかと思ひます。ただ、国、地方を通じまして、国家公務員あるいは地方公務員の給与改定にあたりましてとりまいた基本的な考え方といつたしましては、一つは、やはり給与改定財源というものを捻出したしますのに、一方におきまして交付税、あるいは地方団体の場合でございますれば地方税の増というのを見込まれる。他方におきまして、やはりみずからの経費の中で努力をして捻出をする。こういうことを基本的な考え方といつたしておるわけでございます。国の場合でございますという、国家公務員の給与改定財源を捻出したしますのに八%の物件費の節約を当初に加えて行なう、こういうことにはいたしておるわけでございます。地方団体におきまして、この地方財政計画あるいは全体的な地方財政が苦しいこと、もちろん同様であるわけでございますけれども、その中で、さらに百六十五億の節約というものをお願いすることによりまして、残りの所要財源というものは交付税で措置をする、こういうことにはいたした次第でございます。

○占部秀男君 それがおかしいというんです。国のあり方と地方のあり方とは違ふんですよ。確かにあなたが言われるように、国は給与財源のために八%節約した、だから地方も節約しろ、まあ平面的にいえば、これはバランスをとつたような言い方になつておるかもしれない。しかし、地方の事務・事業の実態からいってそれは大きな間違いじゃないかと私は思ふのです。というのは、いま政府自身が、社会資本が充実してない、今後社会資本を充実しなきゃいかぬ。その社会資本の中の公共的な施設、公共的な物件の大部分といつていいほど地方の仕事をしよう。実際は地方の仕事でしよう。その地方の仕事がどうなつておるかという、やはり学校にしろ、あるいはまた保育所にしろ、託児所にしろ足りない、あるいは困つておるんです。だから国の場合と地方の場合とは違ふんですよ。だから、国の場合は八%の節約をしたとしても、地方の場合は節約をさせないようにはいかなくちゃならぬ。節約はどこのするか、事務・事業を切る以外に節約ができない

いじやありませんか、そういうことは自治省のほうはとるべき態度ではないと、こう思ふのですけれども、これは最後の質問ですからひとつとつくり納得のいくように説明していただきたい。

○政府委員(鎌田要人君) ちよつと私、説明が不十分でございます。失礼を申し上げたのであります。この節約の対象につきましては、これはいままでもそうでございますけれども、地方団体の仕事は御指摘のとおり地域住民に密着する仕事が多岐にわたつてございまして、そういう意味での節約はこれまでいたしたことはございません。今般の場合におきまして、節約の対象にいたしておりますのは、いわば身の回りの経費といひます。内輪の経費と申しますか、物件費あるいは旅費、あるいは維持修繕費、こういうものでございまして、維持修繕費の場合におきまして、たとえば土木関係の維持修繕、こういうものは当然節約の対象から外にはならず、こういうことでございまして、地域住民に対するサービスというもののいささか欠けるところがないように、その点は十分配慮いたしておるつもりでございます。要するに、身の回りの経費と申しますか、物件費あるいは旅費、あるいは維持修繕費、そういうものにつきましてはやはり苦しい中で最大の節約というのをやっていた。また、私ども、この節約の率を適用するにあたりましては、実行可能な額を出したつもりでございます。繰り返して申し上げますけれども、地域住民のサービスに係るもの、あるいは毛頭考へておらないというものでございまして、

○占部秀男君 ぼくはこれ以上議論をしようとは思ひませんけれども、自治省で考へておられる、あるいは私どもが思つておられる、思つておらないのは私ども当然だと思ふのです。ところが、実際に下へ行つて見ると、局長の言われたようなことにはなかなかない面が率直にいつてあ

るのです。こまかく話をすればまた問題が出ますけれども、きようはまあ私だけやるわけじゃないから、これでとめておきますが、いずれにしても、事務・事業に影響のないようにとあなた言われても、物件費を節約すれば、それ自体大なり小なり事務・事業に影響をする。正面づらでは、あなたのほうへあるいは報告したところでは事務・事業は縮小していかないかもしれないけれども、実際上はそういうことをやっているところが相当あるんですよ。だからぼくはこういうことを言うのですけれども、きようはこれは答弁していただくだけで結構です。

私の質問はこれで終わります。

○上林繁次郎君 この法案の問題点、いま占部委員が言われた点、この点が私も非常に問題じゃないかというふうに考えておるわけですよ。そこで、ほんとうに自治省は百六十五億の節約ができる、こう考えているのかという問題です。基本的な問題でございす。百六十五億ほんとうに節約できるのか。大体この四十七年度の当初予算を組むとき洗いざらい出しているわけですね、地方自治体は、それで余剰なんか何にもないのですよ、実際は、その中から、一応理屈の上では、これとこれとこういうものを節約しろということあなたに言っているけれども、実際にそんなことができるかどうか。いまの地方自治体の実情からいってできるとほんとうに考えているのか。やはりだいたい無理があると腹のうちでは——その辺のところですか、それをどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(鎌田要人君) やや事務的にこまかい話にわたりました恐縮でございすが、ただいま先生御指摘のとおり、ことしの地方財政計画は、当初一兆円と申し上げ、あるいは最終的には八千億という財源不足の中でいわば四苦八苦してつくった財政計画でございす。ただ問題は、その中で、たとえば物件費なりあるいは維持補修費、こういったものにつきましては、私どもできるだけ経費の効率的な使用というものを願っています。

いたしたいというふうに考えておるわけでございます。その中でやはり節約可能なもの、国といたしましては八%と申しておるわけでございすが、地方財政の場合におきましては、そのような状況もございまして、節約率というものはそれよりも低くなっておるわけでございすが、そういったしましたのは、物件費の場合でございすという、先ほど申しました、たとえば民生、衛生、教育、そういったことにかかります物件費というものは節約対象外に置く、あるいは維持補修費等と申しますと、やはり土木関係の維持補修というものは節約の対象外に置く。こういうことにいたしました。たとえば紙を買う、あるいは鉛筆を買う、あるいはとじひもを買う、こういったような式の経費、こういったようなものでございすとか、あるいは旅費あるいは維持補修、こういったものでございまして、全体を通じて申し上げますと、節約対象になっております経費にしまして六・一%、国の場合は八%でございすが、六・一%にとめておるわけでございす。ただいま申し上げましたような節約対象額全体で二千七百一十一億あるわけでございすが、その中でこの程度の節約というものは無理なく行なえるのではないだろうか、こういう考え方に基いておる次第でございす。

○上林繁次郎君 これは、私も詳しく一つ一つ調べてそれで尋ねるわけじゃないので、どれがどれくらい減って、どれがどれくらいふえてくるのだというところはわからぬわけですが、だけれども、これはごく常識的な考え方もしれないけれども、たとえば東京周辺の都市を考えてみたく、非常にこれは人口の増も激しい。それで、それに伴って事務量にしても非常に増大してくるわけですから、言うならば当初にそういった予算を考えてみても、それがその後だんだんだんだんとそれでは間に合わなくなってきたというふうなのが、そういう姿がぼくは実情じゃないかと思うのです。そういう中で、あなたは、こういう部分は何とか節約できるの

じやないかと言うけれども、もしそれができたとしても、そのほかの面でまたいわれる仕事の内容が増大してくるという、こういった面も考えられる。そんなことを考えますと、これはほんとうに百六十五億の節約ができるのだろうか。もしできなかった場合には、地方公共団体は、国のほうはとにかく、そういったことを見込んで三百七十億しか給与改定分としてはいかないんですから、それだけいわれるしよい込むことになるわけなんです。そうなった場合どうするか。もしそういう現象が起きた場合、その場合どういうふうにおやになるんですか、その点の考え方をひとつ。

○政府委員(鎌田要人君) いま私が申し上げましたような節約の考え方に基きまして、したがって、ある意味におきまして、まさに文具その他の消耗品等を中心とした節約でございすから、私はこの程度の節約ができないはずはないだろう、こういうふうに考えておる次第でございす。もし、そういう節約ができなかった場合にはどうなるのだということをごさいます。これに対しては、はなはだおことばを返して恐縮でございすが、これはどうせマクロ、全体——地方財政計画上の節約でございすから、私どもといたしましては全体的な観察に基づきまして、そういう節約というものを、無理なような節約というものは断じて行なわせない、そういう判断で行なっているわけでございす。

それから、もう一つについて申し上げますと、問題がちょっと離れるわけでございすが、今度の給与改定財源の計算をいたします場合に、もう一つ法人関係税の自然増収というものを織り込んでおるわけでございす。この法人関係税の自然増収、国税が二千五百億でございすので、地方団体の場合には、従来の経験上では、比率から申しますと二十五億程度の自然増収というものが見込める。その中で三百三十億程度のものを給与改定財源に使い、それから四百億程度のものを、公共事業の追加に伴いまして地方負担の増というものに使っている。全部実は法人関係税の自

然増収というものも使い切っておらない。計画上は使い切っておらないということもございまして、個々の団体それぞれの態様によって違ふと思うのでございすけれども、この節約プラス法人関係税そのほかの税にきまして若干の自然増収が景気の回復によりまして見込める状況にありますので、全体といたしまして、地方団体の財政運営にこの程度の節約でございすれば、そう無理がかかるといふことはないのではないだろうかというふうに私も考えておる次第でございす。

○上林繁次郎君 あなたのほうで、無理がないというふうに、こういうふうなきめておる以上、これ以上突っ込んでみたくて意見が行き違ふだけだと思ひます。私はそういう心配があるんじゃないか。実際に私も地方公共団体の長とお会いしていろいろと話し合ってもまいりました。そういう中で感ずるのは、いま申し上げたように、節約分なんともいって、これははっきりこうだといって出てくるものではない。言うならば政府が、自治省が精神的なものを考えているのじゃないか、こういうような感じがするわけです。それでは結局は地方公共団体がそのことによって苦しまなければならぬ、それを心配するあまりにいまのような点をお尋ねしたわけなんです。これ以上聞きますと、また聞いてもこれは意見のすれ違いばかりで結論が出ないと思ひます。

そこで六十五億、いわゆる返済分です。これについていま占部委員から話がありましたけれども、六十五億をほんとうならばそのまま地方公共団体に、三三%のうちなんですから上げればいいと私は思ひます。初めに申し上げましたように、ことしの当初予算を組むにしても四苦八苦なんです。ですから、そういう中で六十五億を当然これは地方公共団体に交付すべきである、こう私は思ひます。それを来年度返済百四十億、その返済分としてこの六十五億はいわゆる返済する、こういうふうにした根拠といひますか、なぜそういう措置をしなければならぬのかということですね、その辺ひとつ。

○政府委員(鎌田要人君) ことし、この補正予算によりまして、地方交付税が六百五十六億の自然増が出ましたことは御案内のとおりでございます。で、ただいま申し上げましたような経過をたどりまして、給与改定財源といたしまして三百七十億、それからこれは交付税の仕組みに伴うものでございまして、当初の交付税の算定におきまして、下から積み上げました交付税の各団体ごとの所要額、これにつきまして、交付税の総額が足りないために調整をいたしまして減額をいたしましたものが九十五億でございます。この九十五億は、自然増を得ました機会に戻す、地方団体にそれぞれのものを付与する。こういうことで、まず普通交付税で四百六十五億をとることにいたしましたわけでございます。それで、その次でございますが、本来ならば六百五十六億の中の六%、これが特別交付税、すなわち三十九億が特別交付税に回るわけでございますが、ことしの当初の財政対策におきまして、税が伸びない。交付税は、おかげさまで千六百億の借入れと千五十億の特例交付金、これによりましてまあかうじて平年度並みの伸びを維持できたわけでございますが、それにいたしまして、税の伸びが少のうございますので、普通交付税の伸び、すなわち基準財政需要というものが、この伸びが非常に低くなったわけでございます。そこで、いまの千五十億と千六百億の特例措置の中からは特別交付税を一文もとらなかったわけでございます。でありますから、当初の自然増の千四百六十億に見合います分の六%、これと、それから沖縄分の四百六十五億のもとなっておりまして三百六十五億でございますか、その六%分、合わせましてこの特別交付税といたしましては、本土分で八十億の増、それから沖縄分で二十七億の増と、こういう非常に特交の伸びが少ないという状態であつたわけでございまして、私ども、ことしこういうふうに災害が多発しておるときでございますので、この本土分八十億余りの自然増取では、特別交付税の自然増ではとてもまかなえないという感

じがございました。例年並みの特別交付税の伸び、すなわち一六・九%でございますが、そこまではどうしてもこの際に特別交付税をとりたいたいということで、三十九億に八十億余りのものを加えて、二百二十六億を特交でとったわけであります。そうしますと、差し引き六十五億というものが残ります。この六十五億につきましては、来年度に繰り越して、来年度の分として使うかどうかという問題があったわけでございまして、私どもといたしましては、ことし千六百億借りの中から六十五億だけ減らして借りる。そういたしますと、来年度の償還計画で四百四十億返すものが七十五億返せば足りるじゃないか。そうなりますと、来年も引き続きまして、ことしと同じようなやはり財政の苦しさというものが予測できるわけでございますので、この際、できるだけ来年度の地方財政の荷を軽くしたほうがいいんじゃないか。こういう判断に立ちまして、六十五億を来年に繰り越して使うということをして、減額をして借りる。それによって結果的には来年度の地方財政の荷を軽くすると、こういうふうに考えた次第でございます。

○上林繁次郎君 まあ、むずかしいことはあまりわからぬですけども、あなたの話を聞いていると、来年も相当苦しいだろうと、だからその苦しみを、その負担を軽減する意味でも、いま六十五億返さしておいたほうがいいだろう、これは親心だと、こういうようなふうに聞こえるのですけれども、私どもそれは来年のことを言えば鬼が笑うというけれども、来年苦しいだろうという、いま苦しいんじゃないですか、いま一応計算の上であなたの言ったようなことが成り立つかもしれないけれども、現実には相当地方公共団体というものは苦しいわけです。その現実を踏まえての考え方はないんじゃないか、現実には即さない私は考え方がないかというふうに思うわけです。

そこで、それではこの「公共事業追加実施に伴う地方費に対する措置」です。これに移ります

ね。これはいわゆるその見込み額は三千四百億というのです。これに対してどう対処するかという、「公共事業および地方単独事業の追加支出に伴う地方費の増(三千四百億円)」については、地方税の自然増収と地方債によってまかなうこととし、これに伴い地方債二千九百五十四億円を追加し、その約七割について政府資金(二千二百億円)を充当するものとします。と、こういうわけで、これは追加分ですよ、公共事業追加実施、こういうふうにかかると、これにまた、それを起債でやれ。また、先ほどあなたが言ったように、法人税の増、そういう点から考えても、それが千何百億と言いましたね、あるんだと。だけれども、起債はまたこれだけ起こさなければいけないというふうに、そこに注ぎ込まなければいけない。ですから、そういった実情を考えた場合に、これは六十五億というものは、それはあなたのほうで計算すればそういうことになるかもしれないけれども、その実情、こういう実情からいって当然六十五億というものはこの際地方公共団体に交付すべきである、こう私思うわけです。

そこで、この追加事業について起債をこれだけ認めようというわけですけども、この起債を認めるのはいいけれども、地方公共団体、これから先ほんとうにどうなっていくんですか、起債起債で。これについて、起債というところについてどういう見通しを立てていらっしゃるのか。私は少なくともこの東京周辺の都市ですね、これらの人口増、これはたいへんなものです。で、これらの都市では相当な起債をかかえております。大体百億はくだらないんじゃないですか。それで金利なんていうことを考えると、百億が百五十億にもなるといふ。それからまたお、たとえば公社の関係とか、そういう機関での借入れ、そういったものを全部含めるとこれはたいへんなものですよ。そこで、いわゆる起債についての、ただ起債起債と言っているけれども、今後このまま心配ないのかどうか、行き先が。その点の見通し、ひとつ聞かしていただきたい。

○政府委員(鎌田要人君) 地方債を次から次に負担をさしているのかという御懸念、私はごもっともかと思う次第でございます。ただ、私、率直に申し上げて、この地方団体の公債費、一般財源の中に占めております公債費の推移、あるいは財政の中での地方債に對する依存度、こういうものを見ておきまして、従来やはりこれだけ生活関連社会資本というものの整備が急がれて、しかもそのためにこれから地方団体が仕事をやっていかなければならない。こういうものにおきまして、地方債に對する依存度というものは、地方財政全体としてはもっと高めていくべきだと、またそれだけの余力があるという判断をいたしておる次第でございます。

と申しますのは、この一つの、まあこれは仮定を置いての試算になるわけでございますが、四十六年度までは、この公債費につきましてはある程度の実績が出ておるわけでございます。それから四十七年度におきましては、ことしになりまして追加をいたしておるわけでございまして、それに伴いまして後年度の負担というものが計算上できる。それからそのほかに、財政計画外に大体三千億から四千億くらいのいわゆるワク外債というものを発行いたしております。こういうことも織り込みまして、それから四十八年度は、現在二兆五千億余りの地方債計画というものを大蔵省とこれから詰めてまいりたいと思っております。でございます。それにやはり従来の大体実績に基づきますワク外債というものを含めまして、四十八年度以降は、その四十八年度の要求計画額プラス、ワク外債、これの二五%伸びくらいで毎年地方債の規模というものはふくらんでいくだろう。これはかなり大きなオーダーの数字になるわけでございまして、その場合に元利償還というものが一般財源に及ぼす影響はどういう姿、形になっていくであろうかというのを試算いたしてみたいわけでございます。これは地方におきまして、結局一般財源でございますから、今後税がどれだけ伸びるであらうか、あるいは交付税がどれだけ伸びるであ

○上林繁次郎君 これを深く私はお尋ねしようとは思いません。そこで、この百二十六億の特別交付税ですが、これは相当幅が広い——まあ、いい意味での幅が広いという面もありますけれども、悪い意味での幅が広いというのですか、こういう面もあると思うのです。これは政治折衝による面が、非常に、そういう面が強いんじゃないかというような感じがするのですが、そういうことはありませんか。

○政府委員(鎌田要人君) 特別交付税は、今年度の場合でございますれば千四百億余りという大きな額になっておるわけでございまして、この配分につきましては、私どもももちろん、この特別交付税はご案内のとおり、普通交付税を算定いたしました後に生じました災害でございますとか、その他の突発事態に伴う緊急な財政需要をまかなう、あるいはこの普通交付税で画一的な算定をいたしておるわけでございますので、その画一的な算定に乗り切れないものについて、特別な事情を

考慮して配分をするということに相なっておるわけでございますが、できるだけこれをルーラ化する。ルーラ化することによりまして、大体大部分のものはこの配分をする。こうしますとお互いに、俗なことばで申しますというて恨みっこはないわけでございます。ただ、これは私も全知全能でございせんので、ある程度の最終的なやり調整というものは達観によらざるを得ないものがあることは事実でございます。ただ、その点につきましては、いま申しましたように、できるだけルーラ化できるものはルーラ化することによりまして、そういう恣意におちいるということのないようにみずから戒めて配分をいたしている、こういう次第でございます。

○上林繁次郎君　最後に、いまあなたがルーラ化ということをお口にしましたけれども、私はそれが大事なことじゃないかと思うのですよ。実際に災害を受けてほんとうに困っておるところにこのいわゆる特別交付金が生かされるならば、これはもう何も言うことはない。しかし、そこに不

公平が起きてくるというようなことがあっては公利はならぬと私は思います。ですから、そういう問題が往々にしてあるんだというような声を聞くわけですね。そういう声を聞くということはこれはうまくなないと私は思う。そこで、できることならば、そういう不公平の生じないように、ほんとうに困っているところに國が配慮する。金が困っているところには十分届くのだというやはりシステムにしなればいけないし、またそういう一つのルールというものが私は必要じゃないかと、こう思うわけですね。ですから、そういう意味でひとつルール化ということについては真剣に考えてみます。たらないんじゃないか、こういうふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○中沢伊登子君 先ほど来、お二人の委員からいろいろ御質問がありました。ことほどさように地方財政は苦しいんですし、そうしてまたたいへん重要な問題でございますので、私はまず来年度の地方財政の見通しとその対策についてお伺いをしておきたいと思います。

来年度の地方財政の状況は、国の経済見通しや減税規模、あるいは財政政策や公共事業費等の予算規模がまだ明らかになっておりませんので、いまの段階でははっきり御説明を願うわけにはいかないかと思えます。しかし、そう厳密な予測ができないにしても、来年度の地方財政が容易ならぬ状況にあるということは、いまもお話にあったとおりでございます。現在、生活基盤整備のための公共事業費の必要性が強く要望され、財政需要が高まっているわけです。したがって、来年度の地方財政計画も相当大規模なものが期待され、十五兆円以上というお話も出ているわけですけれども、計画規模の伸び率をかりに本年度並みの二一％増としても、その規模は十四兆二千億になるわけです。この十四兆二千億のうちの地方交付税の占める割合を本年度並みの二二％とすると、その額は約三兆円になるわけです。そうすると、地方交付税の総額の基礎となる三税、これが今年度の当初見込みより二〇％伸びたとしても二兆六千億

にしかありません。すなわち、地方交付税財源は差し引き四千億円も不足をするということになるわけです。しかも本年度の地方交付税は、基準財政需要額を削って地方債に回したものが三千五百億円もあるわけですから、両方足しますと七千五百億円も財源が不足をするということになるわけです。そこで地方財政計画全体から見た財源不足額はもっと大きくなると思うわけです。そこで、現行の交付税制度の仕組みの中だけから見ても、ごく荒い見方ですけれども、相当の一般財源の不足を生ずことが大体わかるわけでございます。来年度も当然地方交付税の総額の特例が必要になってくると思いますけれども、その場合に、本年度のように地方交付税率には全然手をつけないということは、これはとうてい許されなと思います。そこで、地方交付税率の引き上げについて強い態度をもって臨むべきだと思いますが、その点いかがでございますか。

○政府委員(鎌田要人君) 来年度の地方財政の見通し、ただいま御指摘のとおりのことでございます。まして、まだ不確定な要素が多いということでございます。いまして、私も幾つも前提を置いているいろいろな試算を内部的にはやっておりますわけでございますけれども、はっきりしたことにもちろんならないわけでございます。ただ、全体といたしまして、ことしの一月からの経済の回復の足取りは、新聞その他の報道によりまして明らかなように非常に速い、しかも確実に回復の足取りをたどっておりますようにございまして、先般、今般の補正予算に關連いたしましたして、経済企画庁がことしの経済見通しの改定試算をやりました結果におきましても、名目でことしは一四・八％、実質で九・五％程度、こういうことのようにございます。したがいまして、こういう伸びのままで来年度、四十八年度の経済が推移をしていくということでございます。すなわち、ことし、四十七年度に比べますというと、地方税の伸びあるいは地方交付税の伸びというもののつきましても、ことしよりは何かしかの増収というものが見込める。ただ問題は、今後の

景気の見通し、通貨問題等もからんでまいるわけでございますけれども、経済自身の見通しがいいのところまだきわめて流動的でございますし、また国税、地方税の規模あるいは明年度におきまする歳出規模、こういうものをきめてまいりますところの条件というものが、まだいまは何もきまっておらない。こういうことでございますので、非常に荒っぽい試算になるわけでございますけれども、御指摘のとおり、ある程度地方税なり交付税なりの自然増収というものが見込めるにいたしまして、明年度の財政全体といたしましては、ことしと同じような財政の苦しさというものが続くのではないだろうかということをおもひながら、判断をいたしておる次第でございます。

したがいまして、その場合に、明年度の地方財政対策としてどのようなことを考えるかということになりますと、これはやはり基本的には地方交付税の総額というのをどのように確保するか。こゝし千五十億の臨時特例交付金あるいは最終的には千五百三十五億になるわけでございますが、交付税特別会計の資金運用部からの借り入れ、こういう措置を講じて切り抜けてまいったわけでございますけれども、状況のいかんによりましては、やはり交付税率の引き上げを含む交付税の総額の確保ということについてこれは当然取引組んでまいらなかならない。あるいはまた地方税源の増強ということにつきましても、本来の御意見がございしますところの都市税源の充実等を中心にいたしまして、やはり積極的に取引組んでまいらなかならないであらう。あるいはまた地方債におきましても、政府資金によりますところの起債ワクの拡充あるいは償還条件等の貸し付け条件の改善、こういったものを総合的に講じまして、来年度の地方財政の運営に支障のないようにしてまいらなかならないだろうというように考えておる次第でございまして、幸い、この点につきましては、地方制度調査会、政府の税制調査会、こういったところでの御論議の対象にもなっておることでございますので、その辺の答申の結

論等も伺いながら、総合的な財政政策というものをこれは何が何でも講じてまいらなければ地方財政が回っていかないわけでございますので、その点につきましては、大臣以下私ども決意を固めておる次第でございます。

〔委員長退席、理事寺本広作君着席〕

○中沢伊登子君 次から次からいろんな陳情をいただきますので、地方都市から。不良住宅の改良事業だとか、下水道とか、いろんなことでやってきますので、ほんとうに腹をくくって確保していただきますと思います。

それは次に、今度は、きょうのこの議題ではございませけれども、地方公務員の給与と制度ですね。これは国に準じて行なわなければならぬということは従来からの自治省の指導でございますが、最近大都市あるいは周辺の市町村では、若年労働力の不足から人材を集めるのにたいへん苦勞をしておられるようでございます。自治省の指導どおりにやっていたら民間企業にみんなとられてしまふ、こういうことでどうにもならないということ、たいへん苦しい状況に追い込まれているところがあるように聞いております。たとえば、去る十月の二十八日の毎日新聞の記事にもありましたように、そのような状況が報道されておりますが、その内容はごらんになられましたでしょう。公務員の定昇期間を短縮するというところで相当大きな記事が載っております。年に二回もペースアップをする、人材確保に市長さんの裁量でやっておられる、こういうことに対して自治省では給与に不均衡ができるから持たせたをかけた。こういうような記事でございませけれども、あるいは埼玉県内にこういうような問題があったということが報道されているわけですが、こういうふうにたいへん人材の確保に苦勞をされているようでございますが、現在の一般通念がよいか悪いかは問題がありませうけれども、一般には国家公務員より市町村公務員のほうが魅力がないと、こういうふうにされているわけですね。そういった市町村に若い人に入ってもらって活躍していただ

くためには、やはり給与が民間に比べてひけをとらないものでなくてはならないと思うわけです。一たん市町村の職員となった若い人がやめていくという事例は少なくありません。ただ一律に国に準じてやれというのがよいのか悪いのか、現在反省すべき時期にきていると思えますけれども、自治省の見解はどうなんでしょうか。

○政府委員(皆川通夫君) 地方公務員の給与決定につきましては、いまお話をいたしましたように、国家公務員の給与というものを一つの参考にするというところになっておるわけでございまして、これがまあ地方団体、数多くありますので、お話をしようかなか実際問題としてはむずかしい点もあるかと思えます。ただ、御承知のように、同じ国家公務員でありまして、大都市周辺に勤務する者についてはいわゆる調整手当というのを支給しておるわけでございまして、地方団体についても、そういう地域の地方団体については調整手当を支給する。これは甲地の高いところであれば、管理職手当とかあるいは扶養手当を含めまして本俸の八割の調整手当を出しておるわけでございまして、こういうことによっておおむね均衡がとれておるのではないかと、私どもは判断をしておるわけでございまして、お話のように、最近若年労働力の採用がむずかしいという事情もあるようでございまして、そういう点につきましては初任給の調整手当というものがあつたわけでございまして、これを若干弾力的に運用していいんじゃないかというふうなことになると思いますが、実は先般自治省のほうから各地方団体にそういう通牒を出したわけでございまして、ただ、いまお話のありました一斉昇給短縮という形の給与のきめ方については、私たちはどうもこれは給与水準としておかしいのではないかと考えを従来から持っておるわけでございまして、いまでもその考えは変えておらないのでございまして。

○中沢伊登子君 そうお思になるのは当然かと思えますけれども、それくらいやっぱ若い人が得にくいと、こういうことでございしますのね、ひとつその人材確保のためにも、そうしていい地方公務員が来るようにも、十分給与や何かについても配慮していただきたい、このように思うわけです。

そこで、地方公務員に婦人の方が最近相当進出されております。義務教育の職員の場合は女の先生のほうが多いというところはよく御承知のとおりです。一般的な見方もそういうふうになっておるわけですが、従来、男の職場とされておるところにも、どんどん婦人がこのごろ活躍をしておることも御承知のとおりでございます。婦人警官とか交通巡視員などは従来からよく知られておりますけれども、最近ではまた消防職員にも婦人が採用されております。これは消防行政の中で予防行政が重要な地位を占めてきたことによるものだと思います。こうやって見てきますと、従来からある窓口等の事務をはじめ、最近重要視されてまいりました公害監視あるいは食品衛生管理、こういったような事務などがやっぱ婦人の職場として適当なものではないかと思えます。そこで大いに婦人の労働力を活用すべきではないかと思えますが、しかし、たとえば食品衛生監視員の不足は前から何回も指摘をされてきたところでありまして、まあこれは厚生省関係ですけれども、そうして近年のいわゆる食品公害とか不良食品横行の取り締まりに対して、どの地方からも食品衛生監視員のようなものを増員をしておるわけですね。ところが、この食品衛生監視員というのは、男の方がやればせいぜい保健所長どまり、まあそういう地位しか与えられない。そうして、しかもその資格に獣医の資格が要ったりお医者さんの資格が要ったり、あるいは薬剤師、栄養士、こういうような資格が必要だとされておりますものですか、絶対数がどうしても不足をしております、こういうことでございします。ですから、何とかしてこういうところの女性をもっと採用し、女性にいいその再教育の場も与えて、こういうところに女性に働いていただくような方法も考えてみる必要があるのじゃないか、こんなふうに思うわけでございます。

○政府委員(皆川通夫君) いまお話のございましたように、公務員の職場に婦人がどんどん進出をしてくるというところ、私はこれはまあ西欧の先進諸国の経過から見ましても、当然そういう傾向になってくるだろうと思えます。で、地方団体におきましても、それぞれ婦人に適当な部門についておきまして、私、いまここに数字を持っておりますが、地方公務員における女性の比率というものは、一般の民間企業よりはちょっと多くなっております。これは民間企業よりはお話にありまして、ある部分については婦人に適した職場じゃないだろうかというふうな気がするわけでございしますが、ただ食品衛生監視員は、立ち入り検査をしまして、場合によってはかなり強い態度で廃棄処分を求めなければならぬというふうなこともございまして、現場の意見としましては、なかなか採用しにくいんだと、こういうふうなことも伺っております。しかし、その中でもいろいろな部門があるだろうと思えますので、そういう部門についてはなるべくそういう適材適所という考え方で職員を採用していく。で、給与の問題につきましても、お話のように、こういう専門職についてはまだ不十分じゃないかという御意見もございします。そこで、まあ今回も、実はそういう専門職についてはもう少し弾力的に、一定の職務内容に応じた職名等をつけて改善をする、措置をすることもいいんじゃないかと、こういう意味で地方団体にも最近通達を出したところでございします。

○中沢伊登子君 実は、これはきのう私のところに来た手紙でございしますけれども、最近、各都道府県に生活センターというのでございしたね。ここのいろいろな女性たちが勉強しているわけですが、食品衛生監視員の数をふやしてほしいという要望が出てまいります。これは要望しただけでは解決のつかない問題でございしますが、結局はこの職も資格や待遇があまり魅力がない。先ほど申しましたように、男の方がなつてもせいぜい保健所長どまりだと、こういうふうなことで魅力があまりない。せつかく人数をふやしても、人数はふやすんだけれどもそれになり手が足りない。こういうことですから、これからさらに、こういうところで働く人を私どもはぜひとも確保してほしいわけですから、自治省としてもこれからいろいろな面を確保するために大いに努力をしていただきたい、このように思うわけでございします。

そこで、最後にお伺いしておきたいのは、大都市に対する税源の付与については、この委員会においても何回も決議をしたり、政府の善処を求めてまいりましたけれども、来年度は必ず実現されることを期待しておりますが、ぜひともこれは私たちの期待を裏切らないようにひとつがんばっていただきたいと思ひますが、大臣はいらっしゃいますか、ひとつ決意のほどをお伺いいたします。

○政府委員(三ツ林弥太郎君) いまお話の地方団体に対する財政の強化という問題でございしますが、もちろん地方団体の行政需要というものがこれからだんだんふえてまいりますし、ことにこの過密の周辺等におきましては、住民福祉の関係の下水だとか、お話のようなことがどんどんありますので、衆議院と、またこちらでも決議されておりますので、その決議の線に従って努力をいたしたいと、かように考えております。

〔理事寺本広作君退席、委員長着席〕

○河田賢治君 地方公務員の給与問題につきまして伺いたいと思ひます。

今度、自治省のほうで、「地方公務員の給与制度等の適性化について」という文書を九月の二十

は中のほうで出されましたが、通達によりまずと、やはり給与を適正化するための措置として、「地方公務員の給与を適正化するため、特に、次の事項に留意して所要の措置を講ずることが必要である」というので、わたりもいわれる「標準的な職務区分によらない等給に格付けを行なうことおよび実質的にわたりと同一の結果となる構造の給料表を用いることは、職務給の原則に反するものであり、かかる措置を行なっている地方公共団体はすみやかに給与を正常化するための措置を講ずるものとする」と、あるいはまた「昇給期間の短縮の措置をとることのないよう厳に留意すること」というようなことが、今度通達に出されておるわけですね。

私は、このわたりの問題も、これは非常にむちゃくちゃなことをやればそれは大きな弊害があると思いますけれども、しかしいまの給与体系がいろいろなことをして、とにかく新しく入った人がある程度高額を取りますと、その二、三年前に入った人は非常に低くなっている、こういうこともあるんです。一定の年限がたつて一級ずつ上がるわけですから、そういう部内の俸給表を持ってやっておりましてかなり不公平な結果を招く。そこで、わたり等も現にこれまで行なってきたと思うんですが、だからそういうものはある程度国は地方自治体を少々大目に見てやっていくべきだと、こう思うんです。第一、地方公務員の給与をきめるのは、これは地方の自治体が、人事委員会がこれを出してそしてやるわけでしょう。地方公務員法にはちゃんとそういうことが書いてあるんですよ。二十四条ですね。だから、自治省は上級機関でありましてこれに対してあまり干渉がましいことを私はなすべきじゃないと思う。これは参考のためだとおっしゃるかもしれませんが、人事院勧告そのものは参考にしてきめてもらいたい。けれども、ここにこういうことを書かれますと、非常におくられたところの地方自治体は——まあ自治省のことをそう思っていないようなところは、こんなことは無視して実行するでしょうけれど

も、しかしそうでないところは、やはりこれを重んじて、そうして縛られて仕事をしなくて、その結果サービスもあまりよくならぬということになれば、これはとんでもないことだ。だから、地方自治体の自主性というものを自治省は十分認めて、これは法律によっているんですから、そして白書も行政的にいいところの例を出していく。人員が少数で、しかも十分住民にサービスしているところは給与も相当出しているんです。そういうところがあるというなら、そういうところを、白書の中であまり一般的なことを書かぬで、できるだけそういういい例を並べて、あるいは悪いところ悪いものを出して、そして白書の中にやはり十分今日の日本の地方自治体のいろいろなあり方を示していく、そしてそのいいところをみんなに学ばしていくような、そういう報告をなさったほうがいいと思うんです。

したがって、そういう点から考えましても、私はこの今度出された通達が——それは参考のために、あるいは行政的な指導にすぎないとかおっしゃいますけれども、こういうあまりこまかいことまでどんどん出されると、私はたいへんな自治省のいわゆる地方自治に対する侵害になりはしないか、こういう疑いを持つわけです。この点ひとつお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(皆川通夫君) もちろん、お話にありましたように、地方公務員の給与は労使間においていろいろな折衝の過程を経て決定をされておるわけでございます。自治省として、この交渉の過程の中に直接的にいろいろな干渉をするとかいう気持ちには毛頭ないわけでございます。ただ、地方団体がそういう交渉を通じて給与を決定する際にも、やはり法律のたてまえにのっとってきめるべきことは当然でございます。そういう意味で法律の趣旨、仕組みというものを私のほうから通知をします。こういう取り扱いにしておるわけでございまして、特に昇給短縮あるいはわたり等ににつきましては、このたびの専門調査研究会におきましてもそういう指摘がありましたので、この点につ

いて一その留意をいただきたい、こういう意味で通達を出したわけでございます。

○河田賢治君 それは、諮問機関に入っておられる先生方は、できるだけ自治省の意を体してお書きになっていくんですから、あまりあんなものを重視する必要はないと思うんですよ。むしろやっぱり下で働いている者から意見を集めるならこれは賛成ですよ。そうでなくとも、このごろの学者とかなんとかいうのはずいぶんおかしいのがたくさんありますからね。あまり政府機関に協力ばかりするような学者を集めましてもこれはいい答えにならないと思う。ところが国の方は、私も詳しくは調べておりませんが、地方公務員給与に対して、わたりの運用、これが原則を破っているとは非難しているわけですが、国自身が次のようなことをしている。従来、四十三年までは八等級採用者、一般係員について職務内容が変わらないのに自動的に六等級——主任または特任職を設けた、国のほうは。そして役職の乱設、乱発を強め、五等級への昇給者をずっと激増させておる。その実際の数字からいいますと、昭和三十三年に五等級が三万六千五百九十九人ですが、一六・二%です。四十七年になりますと、これが七万五千で、パーセンテージを見ますと三〇・一%になるんですね。七等級はどうかというところ、これが四万六千九百九十一人で、これは三三・九%から一八・六%に下がっちゃっている。だから、これで見ますと、何です、三十七年は係長一人に対して一般の職員が五人だと、家来が五人おったんですね。ところが四十七年になりますと、係長、主任一人について一・七六人です。二人にも満たないんです、家来が。——家来というところ、だから、結局、こういう点について、なるほど等級では何ですけども、やっ

ぱりそういう役職をつけて、主任とかなんとかいうものをつけて、そしてわたりと実質上同じことをやっている、国は。地方自治体のほうはそれはたくさん主任だとか係長をつくるわけにいきませんわね、単純な労働もありますから。けれども、国のほう自身がこういうことをやって、実質上わたりにひとしいことをやっているわけですから、自治省が表面だけを見て、今度地方のほうへまじめにやれといって押しつけるのはちょっと私は納得ができません。やはりこういう国のやり方も長所はまねまして、自治省は、こういう裏もあるぞというくらい親切を出して指導するほうが、かえってスムーズにいくのではないかと思います。

いずれにしてもこの給与問題は、いろいろいま地方財政の非常に困難なときですから、なるほど公務員がよけい取って仕事しなければならぬ問題が起ります。しかし、地方自治体が、いまだんだんと住民の自治意識が高まってきたりします。だから、この間東京都の議会ですか、交際費がよけい出ているとあって、とうとう議長から副議長、事務局長、全部やめましたね。ああいうふうな問題があれば一般市民の批判というものは非常に強くなる。だから給与問題でも、住民は、非常にたくさん取っておるとして、それに伴った仕事があれば、地方自治体のほうでも、職員の仕事のあり方あるいは給与等についても、住民の自治意識が高まるにつれて私は批判が出ると思うので、あまり給与が高いとか低いとか自治省のほうでそう心配せぬでも、こういう住民の自治意識を高めるようなそういう仕事をどんどん激励するならば、給与問題、少々の乱高下がありましても、これはだんだん是正されると思うのです。

そういう点で、私は、いま国家公務員の問題もからめてやっただけですが、現在の地方公務員の給与、あるいは国家公務員も同じでございますけれども、とにかく給与に対しては一定の水準を確保して、先ほど、今度の地方自治体のいろいろな

節約の問題が出ておりましたが、これも同様にからむのですけれども、このほうは他の同僚委員が話されましたので、私は触れませんが、それと同様に、給与問題もある程度の今日の過渡期には、少々地方地方の異なったあたり方があっていいのじゃないか。それで、その中からいいものを自治省が紹介もし、能率のいいものをまた地方自治体にも学ばせていく、そうしてこれがだんだん平準化すれば、そこで自然とあまり無理なしに事態は前進するものと思うわけです。そういう点で私は、きょうこの地方公務員の問題をそういう立場から述べたわけなんです、とにかく自治省も、地方自治体に対するあまりこまかい何とないままか基準を設けたり何かせずに、地方自治体が、地方自治体らしく運用されるという面に重点を置いて私は指導を改めてもらいたい、またそういう方向を大いに重視してもらいたい、こう思う。

うわけです。
以上をもって終わります。
○委員長(久次米健太郎君) 本案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。
次回の委員会は、来たる十三日、月曜日に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十六分散会

十一月八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は十月二十七日)
一、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部を改正する法律

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十七年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「千六百億円」を「千五百三十五億円」に改め、同条第二項中「二千六百五十億円」を「二千五百八十五億円」に改め、同条第四項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費 二 土木費 1 道路橋りょう費	警察職員数	一人につき	二、一九七、七〇〇円
	(1) 経常経費	一平方メートルにつき	八〇四〇
	(2) 投資的経費	一メートルにつき	一、二五〇〇
	2 河川費	一メートルにつき	二四三〇
	(1) 経常経費	一メートルにつき	一八〇〇
	(2) 投資的経費	一メートルにつき	七、二〇〇〇
	3 港湾費	一メートルにつき	七、二〇〇〇
(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	七、二〇〇〇

道府県

道府県			
五 産業経済費	(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	一メートルにつき 二、〇〇〇〇
	4 その他の土木費	人口	一六七〇
	(1) 経常経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき 一〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	九五〇〇
	三 教育費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき 四〇〇〇
	1 小学校費	教職員数	一、〇一〇、六〇〇
	2 中学校費	学校数	一一六、五〇〇
	3 高等学校費	教職員数	九七三、一〇〇
	(1) 経常経費	学校数	一一六、五〇〇
	(2) 投資的経費	教職員数	一、七八五、七〇〇
四 厚生労働費	4 その他の教育費	生徒数	一一、八一〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一一、〇〇〇
	3 生活保護費	人口	五二八〇
	2 社会福祉費	人口	五四九、三〇〇
	(1) 経常経費	町村部人口	一、一九七〇
	(2) 投資的経費	人口	五〇七〇
	3 衛生費	人口	八〇〇〇
	4 労働費	人口	九三八〇
	(1) 経常経費	失業率数	一六五〇
	(2) 投資的経費	人口	一七三、〇〇〇
三 教育費	五 産業経済費	農家数	一八、三〇〇
	1 農業行政費	耕地の面積	一四、三〇〇
	(1) 経常経費	耕地の面積	一四、三〇〇
	(2) 投資的経費	林野の面積	八二七〇
	2 林野行政費	林野の面積	二、二五〇〇
	(1) 経常経費	林野の面積	二、二五〇〇
	(2) 投資的経費	水産業者数	三二、〇六〇
	3 水産行政費	水産業者数	一三、七〇〇
	(1) 経常経費	水産業者数	一三、七〇〇
	(2) 投資的経費	水産業者数	一三、七〇〇

市町村				市町村			
4 商工行政費	人口	一人につき	三九三〇〇	5 (2) 投資的経費	人口	一人につき	二〇〇〇〇
	道府県税の税額 恩給受給権者数	千円につき 一人につき	一一二〇〇 二二〇、〇〇〇		人口集中地区人口 人口集中地区人口	一人につき 一人につき	三五〇〇 二二〇〇〇
6 徴税費	人口	一人につき	八九七〇〇	6 (1) 経常経費	人口	一人につき	一九〇〇〇
	人口	一人につき	七〇〇〇〇		人口	一人につき	一〇〇〇〇
3 (1) 経常経費	人口	一人につき	二二〇、〇〇〇	3 (2) 投資的経費	人口	一人につき	一〇〇〇〇
	人口	一人につき	二二〇、〇〇〇		人口	一人につき	一〇〇〇〇
7 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇〇〇	2 (1) 経常経費	児童数	一人につき	七、四五〇〇
	災害復旧事業費の財 源に充てるため発行 を許可された地方債 に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇		学級数	一学級につき	一八六、二〇〇〇
8 特定債償還費	事業費の財源に充て るため発行を許可さ れた地方債に係る元 利償還金	千円につき	一二七〇〇	2 (2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、六三〇、〇〇〇
	公共事業費等特定の 事業費の財源に充て るため昭和四十一年 度において特別に発 行を許可された地方 債の額	千円につき	二五〇〇〇		学級数	一学級につき	一一五、〇〇〇〇
9 特別事業債償還 費	人口	一人につき	一、四九三〇〇	3 (1) 経常経費	生徒数	一人につき	六、五五〇〇
	人口	一人につき	一、四九三〇〇		学級数	一学級につき	一八六、五〇〇〇
1 消防費	道路の面積	一平方メートルにつき	三四二〇〇	3 (2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、六三〇、〇〇〇
	道路の延長	メートルにつき	一一〇〇〇		学級数	一学級につき	一一五、〇〇〇〇
2 (1) 経常経費	港湾（漁港を含む。） における保留施設の 延長	メートルにつき	六、三五〇〇〇	4 (1) 経常経費	教職員数	一人につき	一、七三八、〇〇〇
	港湾（漁港を含む。） における外郭施設の 延長	メートルにつき	二、〇〇〇〇〇		生徒数	一人につき	一一、六七〇〇〇
3 (1) 都市計画費	都市計画区域におけ る人口	一人につき	一二九〇〇	4 (2) 投資的経費	生徒数	一人につき	六、〇〇〇〇〇
	都市計画区域におけ る人口	一人につき	二五〇〇〇		生徒数	一人につき	一、〇六六〇〇
4 (1) 公園費	人口	一人につき	三〇四〇〇	5 (1) 経常経費	人口	一人につき	一、〇六六〇〇
	人口	一人につき	三〇四〇〇		人口	一人につき	七〇〇〇〇
5 (2) 投資的経費	人口	一人につき	三〇四〇〇	5 (2) 投資的経費	人口	一人につき	四九一〇〇
	人口	一人につき	三〇四〇〇		人口	一人につき	八〇〇〇〇
6 (1) 経常経費	人口	一人につき	三〇四〇〇	6 (2) 投資的経費	人口	一人につき	四〇六〇〇
	人口	一人につき	三〇四〇〇		人口	一人につき	四〇六〇〇
7 (1) 経常経費	人口	一人につき	三〇四〇〇	7 (2) 投資的経費	人口	一人につき	四〇六〇〇
	人口	一人につき	三〇四〇〇		人口	一人につき	四〇六〇〇
8 (1) 経常経費	人口	一人につき	三〇四〇〇	8 (2) 投資的経費	人口	一人につき	四〇六〇〇
	人口	一人につき	三〇四〇〇		人口	一人につき	四〇六〇〇
9 (1) 経常経費	人口	一人につき	三〇四〇〇	9 (2) 投資的経費	人口	一人につき	四〇六〇〇
	人口	一人につき	三〇四〇〇		人口	一人につき	四〇六〇〇

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「千六百億円」を「千五百三十五億円」に改め、同項の表中「百四十億円」を「七十五億円」に改める。

この表の下欄に掲げる額は、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村の基準財政需要額を算定する場合にあつては、当該額に自治省令で定める率を乗じて得た額とする。

昭和四十七年十一月二十五日印刷

昭和四十七年十一月二十七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局